

横浜市景観木保全助成金交付要領

制 定 平成23年10月31日 環創み第1472号（局長決裁）
最近改正 令和4年12月7日 環創み第1527号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、「横浜みどりアップ計画」による横浜市地域緑のまちづくり事業要綱（平成23年10月31日制定。以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき、横浜市景観木保全助成事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、要綱及び推進団体と横浜市で締結した協定書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、この要領で定めるもののほか、要綱の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「助成事業」とは、要綱第3条第10号に基づき、横浜市景観木保全助成事業の助成金の交付を受けて行う事業をいう。
- (2) 「助成事業者」とは、市長に助成金の交付申請をし、交付決定を受けた推進団体をいう。
- (3) 「診断書」とは、財団法人日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医に認定された者が作成した、各景観木の治療の必要性及び管理の指針を示す景観木保全診断書をいう。

（助成金交付対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、要綱第3条第8号に基づき、市長と協定を締結した推進団体とする。

2 前項で定める推進団体のうち、特段の事情があると市長が認める場合には、景観木保全助成金共同申請申出書（第18号様式）を提出する事により、推進団体と構成員（個人を除く）の共同申請ができるものとする。

（助成対象景観木）

第4条 助成金の交付対象景観木は、推進団体により地域緑化計画に定められた景観木のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、助成事業の実施地域内の良好な景観の形成に重要であるもの又は地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれているもの
- (2) 市民が容易に観賞等できるもの
- (3) 助成事業実施地域の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置・場所にあるもの
- (4) 樹高が概ね5メートル以上であるもの。ただし、生垣については高さが2メートル以上の樹木の集団であるもの
- (5) 横浜市名木古木保存事業の指定を受けていないもの
- (6) 国及び地方公共団体が所有しないもの

(対象経費)

第5条 助成事業の対象となる経費は、景観木の保全を行うために必要な、別表ア欄に定めるもののうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市長が別に定める受付期間内に交付申請がなされ、かつ、申請する年度内に当該助成事業の完了が見込まれるもの
- (2) 当該助成事業に関して、他の助成等を受けていないもの

(助成額)

第6条 助成額は、前条に定める経費のうち、別表イ欄に定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の助成額は、毎年度予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成金交付対象者は、助成事業を行う前に景観木保全助成金交付申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 景観木保全助成金事業計画書(第2号様式)
- (2) 景観木保全助成金収支予算書(第3号様式)
- (3) 経費見積書(写)若しくは助成金の算出の根拠となるもの
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号に定めるものとする。

3 助成金交付対象者は、助成事業を行う場合において、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者(以下「市内業者」という。)から、1件の助成事業の金額が1,000,000円以上になると見込まれるときは2人以上、1,000,000円未満になると見込まれるときは1人以上の見積書の徴収を行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当すると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 委託内容が、特殊な技術や経験・知識を特に必要とする専門性の高い内容で、市内業者では実施が困難な場合
- (2) 別表の項目欄のうち、調査費に該当する経費
- (3) 治療又は環境整備を行う場合、継続的に治療又は環境整備を行っている業者に実施させることが、景観木の保全に必要な場合
- (4) その他、市長がやむを得ないと認めるもの

4 補助事業者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速やかに行う。

2 前項の審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めるときは、景観木保全助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不適當であると認めるときは、理由を付して、景観木保全助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、その旨を当該申請書を提出した者に通知する。

（助成金の交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の審査の結果、助成金の交付を決定する場合、必要な限度において、条件を付することができる。

2 助成事業者は、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、次の各号について特に配慮するものとする。

(1) 当該景観木が良好に管理されること。

(2) 周辺への安全に配慮した作業方法とすること。また、隣接住民及び関係者等に対し、必要に応じて説明を行い、助成事業の内容について十分理解が得られているよう努めること。

3 市長は、助成金の使途について必要があると認められるときは、調査を行うことができるものとする。

（助成事業の内容等の変更）

第10条 助成事業者は、助成事業において、次の各号に定める申請内容に変更が生じた場合は、速やかに景観木保全助成金変更承認申請書（第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ第7条第1項各号に定める図書のうち当該変更箇所に関するものを添え、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 助成対象景観木又は助成内容の変更

(2) 助成事業における経費の配分の変更（ただし、第6条第1項に係る経費の増額は、認めない。）

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速

やかに行うものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが適当であると認めるときは、景観木保全助成金変更承認通知書（第7号様式）により、不適當であると認めるときは、その理由を付して景観木保全助成金変更不承認通知書（第8号様式）により、その旨を当該申請書を提出した者に通知する。

（助成事業の中止）

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、又はその他の理由により助成事業の継続が困難となった場合は、その理由を付して、速やかに景観木保全助成金中止承認申請書（第9号様式）に、次の各号が明らかになる関係書類を添付して、市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 助成対象景観木の権利者が変更又は死亡した場合
- (2) 災害等により事業の継続が困難になった場合
- (3) その他市長が事業の継続が困難と認める場合

- 2 市長は、前項の協議の結果、当該助成事業の中止が適当と認めるときは、景観木保全助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成事業の中止を承認し、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（実績報告書の提出）

第12条 助成事業者は、助成事業を当該年度内に完了するとともに、完了したときは、速やかに景観木保全助成金実績報告書（第11号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 景観木保全助成金助成事業実施報告書（第12号様式）
- (2) 景観木保全助成金収支決算書（第13号様式）
- (3) 助成事業のための経費が明記された領収書等、支出を証する書類（写）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成事業者は、実績報告書の提出までに支払いを行うことができない場合は、施工業者の請求書の写しを添付することにより、前項第3号の書類に代えることができる。

- 3 前項の規定を適用した者は、業者へ支払いを行った後、速やかに領収書の写し等支出を証する書類を市長に提出しなければならない。

- 4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が完了報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、同規則第14条第1項第3号に定めるものとする。

- 5 第7条第4項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

- 6 第7条第4項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長

に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容並びに完了検査により審査し、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、景観木保全助成金金額確定通知書（第14号様式）により、助成事業者に通知するものとする。なお、助成金額の確定に当たっては、必要な措置を助成事業者に求めることができる。

(助成金交付の請求)

第14条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに景観木保全助成金請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金請求書を受領後、適正であると認めたときは、当該助成事業者に対し、当該助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他の法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、理由を付して、景観木保全助成金交付内容全部・一部取消通知書（第16号様式）により、助成事業者に対し、その旨通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて景観木保全助成金返還請求書（第17号様式）により、その返還を求めなければならない。

4 助成事業者は、前項の規定による助成金返還請求があった場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。

(広報・普及啓発への協力)

第16条 助成事業者は、本助成事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。また、本市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条の規定による財産の処分の制限については、第13条第1項による助成金の確定の通知日から原則5年とする。

(関係書類の保存期間)

第18条 補助金規則第26条の規定による市長が定める関係書類の保存期間は、第13条第1

項による助成金の確定の通知日から5年とする。

(委任)

第19条 その他この要領の実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の横浜市景観木保全助成金交付要領の規定により作成されている様式書類は、平成25年9月30日までは、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日改正の要綱の附則2を適用した推進団体については、基づく要綱を次のとおり読み替えるものとする。

(1) 要綱第9条第3項は、改正前の要綱第7条第4項に読み替える。(要領第1条第1項)

(2) 要綱第3条第10号は、改正前の要綱第4条第5号に読み替える。(要領第2条第2項第1号)

(3) 要綱第3条第8号は、改正前の要綱第4条第3号に読み替える。(要領第3条第1項)

3 この要領による改正前の横浜市景観木保全助成金交付要領の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年5月13日から施行し、平成28年度の予算に係る助成金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。

3 平成27年度以前の予算に係る助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る助成金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。

3 平成30年度以前の予算に係る助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条）

| 項目 | | ア | イ |
|----|--------|--|--|
| | | 対象経費 | 助成額 |
| 1 | 調査費 | <p>1 景観木の保全対象について、調査及び指定同意を得るために必要な経費のうち、以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷費 ・ 通信運搬費 <p>2 景観木を地域に周知するための銘板作成費</p> | <p>当該地区の地域緑化計画に定める概算事業額以内</p> |
| 2 | 診断書作成費 | <p>樹木医による診断書作成に要する経費。ただし、これまで診断書作成費の助成を受けていないもの</p> | <p>当該地区の地域緑化計画に定める概算事業額以内かつ1本当たり2万円以内（ただし、生垣については、一集団当たり2万円以内）</p> |
| 3 | 治療費 | <p>診断書の内容に基づき、衰退が認められた景観木の健康を取り戻すことを目的として行われる治療に要する経費のうち、以下のもの。ただし、これまで治療費の助成を受けていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枝や幹等の直接的な治療 ・ せん定 ・ 病虫害の防除 ・ 植栽基盤の改良及び発根促進 ・ 支柱や保護柵の設置 ・ 周辺環境の整備 | <p>当該地区の地域緑化計画に定める概算事業額以内かつ1本当たり5万円以内（ただし、生垣については、一集団当たり5万円以内）</p> |
| 4 | 環境整備費 | <p>診断書の内容に基づき、景観木の健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防を目的に行われる管理・予防に要する経費のうち、以下のもの。ただし、これまで環境整備費の助成を受けていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ せん定 ・ 病虫害の防除 ・ 植栽基盤の改良 | |

第1号様式（第7条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

「横浜みどりアップ計画」による、横浜市景観木保全助成金交付要領に基づき、景観木保全助成金の交付を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市景観木保全助成金交付要領を遵守します。

また、今回申請する経費については、他の助成金等は受けていません。

| | |
|---------|--|
| 地区名・事業名 | |
| 申請金額 | ¥ _____ (1,000円未満切捨て) |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 事業計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 経費見積書（写）若しくは助成金の算出の根拠となるもの <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書 |

（注意） この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第2号様式（第7条第1項第1号）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金事業計画書

| | |
|---------|--|
| 地区名・事業名 | |
| 事業内容 | |

(注意) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。

(A4)

景観木保全助成金収支予算書

地区・事業名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 (円) | 説明 (負担者、負担方法等) |
|-----|---------|----------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出

| 項 目 | 金 額 (円) | 説 明 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(注意) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。

第4号様式（第8条第2項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金交付決定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金については、次の条件を付けて交付することと決定しましたので、通知します。

| | |
|--------|--|
| 地区・事業名 | |
| 交付金額 | ¥ _____ 交付金額は、実績報告書提出の後、確定通知書で確定します。 支払時期は、請求書受領後 日以内となります。 |
| 交付の条件 | 1 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。 2 この助成金は、景観木保全事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。 3 次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定内容の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めます。 (1) この事業の要領又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。 (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けたとき。 4 当該事業によって整備されたものを整備完了から5年後までに移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した場合は、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。 5 この助成金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。 |
| 備考 | |

(注意) 1 この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。

2 横浜市地域緑のまちづくり要綱及び横浜市景観木保全助成金交付要領を順守してくだ
さい。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A4)

第5号様式（第8条第2項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金不交付決定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 地区・事業名

2 理由

（注意）

この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなかりません。

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第6号様式（第10条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金変更承認申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

年 月 日 第 号で助成金交付の決定を受けた「横浜みどりアップ計画」による、助成事業について、次のとおり変更したいので、関係図書を添えて申請します。

| | |
|----------|--|
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 変更内容 | |
| 変更理由 | |
| 添付図書 | <input type="checkbox"/> 事業計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 経費見積書（写）若しくは助成金の算出の根拠となるもの <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書 |

（注意） この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

景観木保全助成金変更承認通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました、「横浜みどりアップ計画」による、助成事業の変更については、次のとおり承認することとしましたので通知します。

| | |
|-----------|--|
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 変更前交付予定金額 | |
| 変更後交付予定金額 | |
| 変更増減額 | |
| 交付条件 | <ol style="list-style-type: none">1 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。2 この助成金は、景観木保全事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。3 次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めます。<ol style="list-style-type: none">(1) この事業の要領又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けたとき。4 当該事業によって整備されたものを整備完了から5年後までに移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した場合は、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。5 この助成金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。 |

(注意) 1 この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。

2 横浜市地域緑のまちづくり要綱及び横浜市景観木保全助成金交付要領を順守してくだ
さい。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A4)

第 号
年 月 日

景観木保全助成金変更不承認通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による、助成事業の変更については、次のとおり承認しないことと決定しましたので、通知します。

| | |
|----------|-----------|
| 地区・事業名 | |
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 理 由 | |

(注意)

この書類は、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第9号様式（第11条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金中止承認申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

年 月 日 第 号で助成金交付の決定を受けた「横浜みどりアップ計画」による、助成事業について、次のとおり中止したいので、申請します。

| | |
|----------|-----------|
| 地区・事業名 | |
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 中止内容 | |
| 中止理由 | |

（注意） この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第10号様式（第11条第2項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による、助成事業の中止については、助成事業の中止を承認し、助成金の交付の決定を取り消しましたので、通知します。

| | |
|----------|--|
| 地区・事業名 | |
| 交付決定通知番号 | |

(注意) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第12号様式（第12条第1項第1号）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金助成事業実施報告書

| | |
|--------|--|
| 地区・事業名 | |
| 事業内容 | |

（注意） この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。

(A4)

横浜市景観木保全助成金収支決算書

地区・事業名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 (円) | 説明 (負担者、負担方法等) |
|-----|---------|----------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出

| 項 目 | 金 額 (円) | 説 明 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(注意) この書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第14号様式（第13条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金金額確定通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に報告がありました「横浜みどりアップ計画」による、助成事業について、完了検査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

| | |
|----------|-----------|
| 地区・事業名 | |
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 助成金交付確定額 | ¥ _____ |
| 備考 | |

- (注意) 1 この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな
ければなりません。
- 2 この通知を受領後、速やかに景観木保全助成金請求書を市長に提出してください。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第15号様式（第14条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

景観木保全助成金請求書

年 月 日

（請求先）

横 浜 市 長

住 所
請求者 団 体 名
代表者氏名

印

請求額 ¥

年 月 日 第 号により確定通知のありました「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金に対する助成金として請求します。

1 振込先

| | | | |
|-------|------------|--|----|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 | | 支店 |
| 種 別 | 普 通 ・ 当 座 | | |
| 口座番号 | | | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

（代表者氏名と口座名義人が異なる場合には、こちらにも代表者氏名の記入と押印をお願いします）

上記の口座名義人に振り込むことを依頼します。

印

2 添付書類

横浜市景観木保全助成金確定通知書の写し

第16号様式（第15条第2項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金交付内容 全部・一部 取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号により助成金の交付の決定を通知した、「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金については、交付の決定を取り消しましたので、通知します。

| | |
|----------|-----------|
| 地区・事業名 | |
| 交付決定通知番号 | 年 月 日 第 号 |
| 取消内容 | |
| 取消理由 | |

(注意) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第17号様式（第15条第3項）

「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

景観木保全助成金返還金請求書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号により助成金交付の取消を通知した「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金について、返還金を請求します。

請求額 ¥ _____

| | |
|------|-------|
| 納付期日 | 年 月 日 |
| 納付方法 | |

(注意) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

年 月 日

景観木保全助成金
共同申請申出書

横浜市長

(住所)

申出者 (団体名)

(代表者氏名)

「横浜みどりアップ計画」による、景観木保全助成金の交付を受けるにあたり、次の1で示す事項については、2で示す 地区 会会員と共同で手続を行うことを申し出ます。

1. 共同で手続を行う事項

| | | |
|------|-------------------------------------|---------------------|
| 対象地区 | 地区名 | 地区 |
| | 協定締結期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 内容 | の助成金の交付に係る事務手続（交付申請、実績報告及び請求に関すること） | |

2. 共同で手続を行う会員

| | | |
|------|------|---|
| 住所 | フリガナ | |
| 団体名 | フリガナ | |
| 代表者名 | フリガナ | 印 |

3. その他

助成金請求時の振込先は、共同で手続を行う会員が指定する口座とします。ただし、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反し、助成金返還請求があった場合は、共同で手続を行う会員から返還するものとします。

また、緑化整備の契約者は、共同で手続を行う会員とします。